

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和7年 7月 1日 至 令和8年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 竹下内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区大江5丁目4番6号
- (3) 設立認可年月日 平成17年10月17日
- (4) 設立登記年月日 平成17年11月 2日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	竹下内科医院	4310127032	熊本県熊本市中央区 大江5丁目4-6	一般病床 無床 療養病床 無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無し		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 8月17日 令和7年度決算の決定

令和 8年 5月29日 令和9年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 竹下内科医院
所在地 熊本市中央区大江 5 丁目 4 番 6 号

※医療法人整理番号 0 1 2 4 4

財 産 目 録
(令和 8 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	37,520 千円
2. 負 債 額	2,280 千円
3. 純 資 産 額	35,240 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,235
B 固 定 資 産	6,285
C 資 産 合 計 (A + B)	37,520
D 負 債 合 計	2,280
E 純 資 産 (C - D)	35,240

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 竹下内科医院
所在地 熊本市中央区大江5丁目 4 番 6 号

※医療法人整理番号	0	1	2	4	4
-----------	---	---	---	---	---

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	31,235	I 流 動 負 債	2,280
II 固 定 資 産	6,285	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	873	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	73	負 債 合 計	2,280
3 そ の 他 の 資 産	5,339	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	35,240
		II 積 立 金	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	35,240
資 産 合 計	37,520	負債・純資産合計	37,520

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 竹下内科医院
所在地 熊本市中央区大江 5 丁目 4 番 6 号

※医療法人整理番号 0 1 2 4 4

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	88,189
2 事 業 費 用	89,123
本来業務事業損失	-934
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	-
2 事 業 費 用	-
附帯業務事業利益	-
事 業 損 失	-934
II 事業外収益	226
III 事業外費用	-
経 常 損 失	-708
IV 特 別 利 益	-
V 特 別 損 失	-
税 引 前 当 期 純 損 失	-708
法 人 税 等	208
当 期 純 損 失	-916

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人 竹下内科医院

所在地 熊本市中央区大江 5 丁目 4 番 6 号

※医療法人整理番号	0	1	2	4	4
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	竹下政一	医師	当法人の理事長	賃借料の支払	3,030,000	地代家賃	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 竹下内科医院
理事長 竹下 政一 殿

私は、医療法人竹下内科医院の令和 8 年会計年度(令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 8 月 1 8 日
医療法人竹下内科医院
監事 竹下 秋雄